

徳島県医療従事者支援事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の感染者又はその疑いのある者（以下「感染症患者等」という。）に対し診療行為等を行う医療機関において、当該業務を行った医療従事者に対して医療機関が支給した特殊勤務手当に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、同表第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（同表第4欄に定める額を限度とする。）と、総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療従事者支援事業経費所要額精算書（様式第2号）
- (2) 医療従事者支援事業実績報告書（様式第3号）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (4) その他参考となる資料

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

(実績報告書等)

第4条 規則第11条の実績報告書は、交付申請書の提出をもって代えるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 知事は、第3条の補助金交付申請書の内容について適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定をもって、規則第12条の額の確定をしたものとみなす。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第4号）に当該通知に係る通知書を添えて、知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第7条 知事は、市町村である補助事業者に対しては第5条の規定による補助金の交付決定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金調書等)

第8条 規則第16条の補助金調書は、様式第5号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第9条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(返還等)

第10条 知事は、補助事業者に補助金を交付した後に当該補助金の全部又は一部を返還すべき事実を発見した場合には、当該事実を発見した日が属する年度においてこれらの補助金を返還させることがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この交付要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和3年4月1日から施行する。